

区のあらまし



荒川区役所
3802-3111(代)



区のしくみ

区の性格

東京23区は、地方自治法で「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供するための事務を処理しています。

一方、東京23区は人口が集中する大都市地域にあるため、行政の一体性・統一性を確保するため、上下水道や消防等は東京都が処理しています。この特例を「都区制度」といい、東京23区は「特別区」ともよばれています。

議決機関

区議会は、区の重要な事柄について意思決定する機関であり、議決機関といいます。

区議会は区民から直接選挙された議員で構成されており、議員の任期は4年です。荒川区議会の議員定数は、条例により32人と定められています。

区議会は、条例の制定・改廃や予算の決定、決算の承認、請願・陳情の審査等を行います。

区議会では平成26年5月より通年議会制を実施しており、定例会の回数を年1回、会期をおおむね1年としています。会期中は、定例的に再開する会議（本会議）のほか、議長の判断により必要に応じて再開する緊急会議等があります。また、議案等の調査・審議に万全を期し、専門的かつ詳細に審査を行うため、総務企画、文教・子育て支援、福祉・区民生活、建設環境の4つの常任委員会、議会運営委員会、特定の事項について審査する特別委員会を設置しています。



執行機関

区議会が議決機関であるのに対し、区の事務事業を管理・執行する機関を執行機関といいます。

区の総括的事務を執行するのが区長で、区長の補助機関として、副区長2人、その他の職員がいます。

また、区長から独立して区の行政の一部を分担し、その執行権限を持つ機関として行政委員会および行政委員があります。

■区長

区長は直接選挙により選ばれ、任期は4年です。

区長は、区を代表し、区政の全般にわたり処理・統制します。そして、行政委員会や区議会、区民等に関するすべての仕事を総合的に調整します。



荒川区長 滝口学

■行政委員会・行政委員

◎教育委員会

区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織される合議制の執行機関です。区立学校その他の教育機関を管理し、就学、学習指導等に関する事務を処理しています。任期は教育長が3年、教育委員が4年で、再任も認められています。

◎選挙管理委員会

区議会で選挙された4人の委員によって構成され、国や都、区等の各公共団体の選挙の管理・執行にあたっています。

◎監査委員

区の事務事業の公正と効率を確保するため、区の行財政運営が適正に執行されているかを検証する執行機関です。委員は、区長が区議会の同意を得て、識見を有する者から2人、区議会議員の中から1人をそれぞれ選任します。

区のあらまし

身近な行政

議会について

■請願・陳情

請願・陳情は、区の仕事に関することや、区民の生活に直接関係のある国や東京都等の仕事に関する意見や要望を、区議会に対して文書で提出する制度です。

なお、請願には区議会議員の紹介が必要です。

■本会議・委員会の傍聴

本会議および委員会の傍聴を希望する方は、会議当日、議会事務局で傍聴券の交付を受けてください。本会議の傍聴の際は、ヒアリンググループ、字幕表示システムを利用できます。また、荒川区議会YouTubeチャンネルで、本会議・委員会の音声をライブ配信しています。

■議会の情報

年に6回、「あらかわ区議会だより」を発行し、新聞折り込み等で配布しています。また、荒川区議会ホームページで、議会の仕組みや議員の紹介、議会の日程、請願・陳情の提出方法、本会議と委員会の会議録等を閲覧できます。その他、予算に関する特別委員会と決算に関する特別委員会の模様を、CATVマイチャンネルあらかわ（デジタル放送11ch）で年に2回放送しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/gikaisenkyo/kugikai/kugikai.html>

問 議会事務局企画調査係(区役所5階) ☎ 3802-4991

■都議会のことば都議会PRコーナーへ

問 都議会PRコーナー ☎ 5320-7129

選挙の種類と任期

令和7年8月1日現在

種類	選挙区	定数	任期	任期満了日
区長	荒川区	1人	4年	令和10年11月13日
区議会議員		32人		令和9年4月30日
都知事	東京都	1人		令和10年7月30日
都議会議員	荒川区 (東京都)	2人 (127人)	4年	令和11年7月22日
衆議院議員	東京都第29区 (荒川、足立の一部) (小選挙区選出)	1人 (289人)		令和10年10月26日
	東京都ブロック (比例代表選出)	19人 (176人)		
参議院議員	東京都選挙区 (選挙区選出)	12人 (148人)	6年 (3年ごとに半数改選)	令和10年7月25日 および 令和13年7月28日
	比例代表選出	100人		

選挙について

■選挙人名簿

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿への登録は、住民基本台帳に基づいて、選挙管理委員会が職権により行います。登録されるのは、満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日（転入の届け出をした日）から引き続き3か月以上区内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている方です。

なお、区外に転出した場合でも、4か月間は選挙人名簿に登録されます。

■投票

投票時間は、投票日の午前7時～午後8時です。投票日当日に、仕事やレジャー等の理由で投票所に行けない方は、投票所と別に設ける期日前投票所で期日前投票ができます。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで障がいの程度が一定の範囲に該当する方、介護保険の被保険者証をお持ちで要介護5の方は、郵便等による投票ができます。

また、視覚障がいのある方は、点字投票ができます。このほか、障がい等のために投票用紙に直接自書できない方は投票所従事職員による代理投票ができます。

問 選挙管理委員会事務局(区役所分庁舎3階)

☎ 3802-4604

区政に関する総合相談・案内

区政に関する相談、区へのご意見・ご要望をお聴きしています。

また、担当窓口へのご案内や区内の小学生の区役所見学等のご案内をしています。

問 秘書課総合相談係（区役所1階）

☎ 内線 2161

区政に関する要望・意見等

■「区民の声」封書

区へのご意見・ご要望等を専用の手紙に書いて送っていただくものです。

区役所1階総合案内や各区民事務所・図書館、区内主要駅の広報スタンド等に置いています。

■「区民の声」受付フォーム

荒川区ホームページのトップページ「荒川区の基本情報」内の「区民の声（ご意見・お問い合わせ）」から、皆さんのご意見を送信できます。

■「区民の声」ファクス FAX 3802-6262

■そのほか

通常の手紙・はがき、電話、来所によるご意見等も受け付けています。

問 秘書課総合相談係（区役所1階）

☎ 内線 2161

区政の情報は

■あらかわ区報

区政に関する情報や生活に密接な情報を提供する「あらかわ区報」は、原則毎月3回（1日・11日・21日）発行しています。日刊6紙（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売新聞）に折り込み各世帯に配布するほか、区内在住で新聞を講読していない希望者に個別に配付しています。各区民事務所・図書館・ひろば館・ふれあい館、荒川総合スポーツセンター等の公共施設や、区内主要駅の広報スタンド、公衆浴場、区内のコンビニエンスストア・銀行・信用金庫の一部にも置いています。

また、小・中学生を対象とした「あらかわ区報Jr.」（年7回発行）を発行し、区内の小・中学校の児童・生徒に配付しています。

なお、あらかわ区報・あらかわ区報Jr.は、スマートフォン向け無料アプリ「マチイロ」で配信しているほか、あらかわ区報は、多言語情報配信クラウドサービス「Catalog Pocket」で配信しています。

◎声のあらかわ区報

目の不自由な方のために、デイジーカセットテープで「声のあらかわ区報」（→P55）を発行しています。希望する方は、電話で申し込んでください。

■荒川区ホームページ

総合サービス案内、あらかわ区報、イベント情報、施設案内等、身近な情報を掲載しています。また、区で使用している各種申請書をダウンロードできるほか、区立図書館ホームページ等、関連ホームページにもリンクしています。

ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

■荒川区メールマガジン

区の情報等を、登録した電子メールアドレスに送付します。

お知らせ（区内のイベント情報等）、休日診療情報、地域防犯情報、緊急情報（災害時の避難情報や防災情報）、気象警報、地震・津波等情報、熱中症予防情報等から、希望する情報を選択できます。登録は無料です。

○登録方法

- ▷ 荒川区ホームページの登録用ページから登録
- ▷ 「t-arakawa@sg-p.jp」に空メールを送信して、登録用ページから登録
- ▷ 右の二次元コードを読み取り、登録



■各種SNS

緊急情報（気象警報や災害情報等）や区内のイベント情報、区政に関する情報等を発信します。

- ▷ 荒川区X
<https://x.com/arakawakukoho>
- ▷ 荒川区フェイスブック
<https://www.facebook.com/city.arakawa>
- ▷ 荒川区LINE公式アカウント
アプリから「@arakawaku」で検索、または右の二次元コードを読み取り
登録



問 広報課広報係（区役所4階） ☎ 3802-3258

■ケーブルテレビ(CATV)マイチャンネルあらかわ放送局

東京ケーブルネットワーク (TCN)
地上デジタル放送11ch (3桁入力でチャンネル選択時は「111」)

内容

多彩な番組が楽しめるケーブルテレビ(CATV)のうち、「マイチャンネルあらかわ」は、区内の情報を伝えるコミュニティチャンネルです。

区が制作している「こんなにちは荒川区」、「あら

区のあらまし

区のあらまし

かわ情報スクエア」では、区政情報や区内のニュース、イベント、講座・講演会の様子等をお伝えしています。番組内容は1週間ごとに変わります。

また、区政情報や区内のニュース等は、番組放送の翌週から荒川区ホームページで動画配信します。

放送時間

○こんにちは荒川区（57分番組）

午前9時、正午、午後6時・9時

○あらかわ情報スクエア（57分番組）

午後4時、7時

■ケーブルテレビのお申込み・お問い合わせは

問 東京ケーブルネットワーク

午前10時～午後5時（日曜・祝日休み）

☎ 0800-123-2600

※窓口での相談も可能です

荒川サービスステーション

午前11時～午後5時（火曜・水曜・日曜・祝日休み）

町屋3-2-1 ライオンズプラザ町屋1階

問 荒川ケーブルテレビ

東尾久2-16-4 ☎ 3894-3888

■ビデオ広報あらかわ・あらかわピックアップ

「ビデオ広報あらかわ」は、荒川区の「ひと・まち・文化」等、歴史的な財産を様々な角度から紹介する映像です。

「あらかわピックアップ」は、「こんにちは荒川区」の特集コーナーの中でも、主要な施策や旬な話題を紹介する映像です。

「ビデオ広報あらかわ」・「あらかわピックアップ」は、各図書館で貸し出しています。

問 広報課報道映像係（区役所4階）

☎ 3802-3254

情報公開制度

公正により開かれた区政を実現するため、区が保有している情報を、請求に応じて公開します。

制度を利用できる方

○区内に住所のある方

○区内に事務所または事業所のある個人および法人
　その他の団体

○区内の事務所または事業所に勤務している方

○区内の学校に在学している方

○その他区が保有している情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人および法人その他の団体

※個人のプライバシー等を保護するために公開できないものもあります

問 総務企画課総務係（区役所4階）

☎ 3802-3287

※請求は情報を保有している課へ

個人情報保護制度

■区が保有する個人情報

個人情報保護法等に基づき、区民の皆さんの個人情報を適切に管理するとともに、請求に応じて、区が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止を行うことにより、個人の権利利益を保護するための制度です。

開示等の請求ができる方

○本人（日本国民のみならず、外国人を含むすべての自然人）

○未成年者、成年被後見人の法定代理人

○本人の委任による任意代理人

保護および開示の対象となる個人情報

生存する個人に関する情報のうち、特定の個人が識別され得るもので、区が保有する文書等に記録されているもの

※内容によっては、開示等の請求に応じられない場合があります

問 総務企画課総務係（区役所4階） ☎ 3802-3403

※請求は情報を保有している課へ

■民間事業者が保有する個人情報

民間事業者が保有する区民の皆さんの個人情報を保護するため、民間事業者が保有する個人情報の取り扱いのルールと、個人データの開示、訂正、利用停止等が個人情報保護法等で定められています。

区は、民間事業者の個人情報の取り扱い等についての相談等を受け付けています。

○個人情報保護制度一般に関するこ

問 総務企画課総務係（区役所4階） ☎ 3802-3403

荒川区行政手続条例

この条例は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、区が処分や行政指導等を行う際の一般的な手続きを規定したものです。

この条例に基づき、条例や規則で定められている許可等の要件や不利益処分の要件を更に具体的に示した基準（審査基準・処分基準）および許可等を行うために掛かる期間の目安（標準処理期間）が定められています。

このほか、申請に関する処分、不利益処分、行政指導、処分等の求めおよび届け出に関して、区が守らなくてはならない手続きが定められています。

問 総務企画課文書係（区役所4階） ☎ 3802-3296

※審査基準、処分基準および標準処理期間は処分権限を持っている課へお問い合わせください

情報提供コーナー

区が作成した刊行物や行政に関する資料の閲覧、コピーができます。区有償刊行物の販売も行っています。また、情報公開制度についてのご案内をします（有償刊行物販売は午後5時まで）。

**問 総務企画課情報提供コーナー（区役所地下1階）
☎ 内線 3719**

住民監査請求

区民は、区長や区職員等について、違法もしくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認められるときは、監査委員に対し監査を求め、必要な措置をするよう請求することができます。

また、その結果に不満があるときは、さらに裁判所に申し立てること（住民訴訟）ができます。

問 監査事務局（区役所4階）☎ 内線 3511

電子申請

電子申請サービスでは、休日や夜間でも、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請・届け出ができます。受付処理の状況や結果をインターネットで確認することもできます。

■利用可能な主な手続き

主な手続きは次のとおりです。

このほかにも利用可能な手続きが多数あります。

手続き名	所管課
情報公開請求	総務企画課
有償刊行物購入申込み	
住民票の写し交付申請	戸籍住民課
住民票記載事項証明書交付申請	
特別区民税・都民税・森林環境税 課税証明書交付申請	税務課
特別区民税・都民税・森林環境税 納税証明書交付申請	
特別区民税・都民税・森林環境税 非課税証明書交付申請	
特別区・都民税・森林環境税、軽自動車税の還付金口座振込依頼	
自転車置場等利用登録申請	土木管理課
区立小・中学校希望校申し込み(9・10月)	学務課
講座・イベントの参加申し込み	各所管課

◎証明書の受け取り方法

証明書は、自宅に郵送します。

※電子ファイルの証明書はありません

◎本人確認のための電子署名

不正利用を防止するために、一部の手続きは公的個人認証を利用した電子署名による申請者の本人確認が必要です（→P32・33）。

◎支払い方法

手数料等の支払いが必要な申請は、クレジットカード決済を利用することもできます。

■セキュリティ

電子申請は、インターネット回線を使用して区民の皆さんの個人情報を扱うことから、万全のセキュリティ対策を実施しています。インターネット回線では入力内容を暗号化して通信し、区役所内部では専用回線を使うことで不正侵入者から情報を守ります。

問 デジタル推進課（区役所6階）☎ 内線 2152

Pay-easyを ご利用ください

自宅のパソコンやスマートフォン、現金自動預払機（ATM）を通じて、区民税や区施設の使用料を支払うことができます。

Pay-easyが利用できる金融機関のインターネットバンキングやATMで、利用が可能です。

インターネットバンキングを利用する場合は、あらかじめ金融機関と契約が必要です。詳細は金融機関へお問い合わせください。

ホームページアドレス

<https://www.pay-easy.jp/>

**問 会計管理課出納係（区役所1階）
☎ 内線 3223**